

**泳ぐ宝石
第5回 錦鯉品評会**

とき 11月3日
ところ 中之島村公民館
主催 中之島村錦鯉・金魚受好会

第26回 村内一周駅伝大会
11月3日(雨天決行)
もう調整・仕上げの段階に入りましたか。来月三日はもうすぐです。
※出場申込みは10月26日まで
公民館へ

第8回 菊花展
11月4日~11月8日
恒例の中之島村「大菊花展」が村公民館で……
盆栽・大菊・けんがいなど
多数出品され、あなたのおいでをお待ちしております。

青年海外協力隊員募集
10月15日~11月30日
とき 11月12日午後2時
ところ 新潟市中央公民館
(新潟市役所となり)

行司のミスで落ちておりました。
訂正して深くお詫びいたします。

お詫び・訂正

とき 10月29日8:00~15:00
ところ 中之島村公民館
主催 青年農業研究会
農業青少年サークル
協賛 村商工会
村消費者協会
協賛 村文化懇話会

あわただしく過ぎてゆく日々のひととき皆様といつしょに昔の事を考えたい。そんな気持ちから村民祭を実施いたします。皆様のおいでをお待ちしております。

内容

- ①色紙展・油絵展 農民画家の傑作をご覧ください。
- ②川魚の陳列 現代っ子にはめざらしいライギョ・ナマズなどの川魚をご覧ください。
- ③モチつき・甘酒・イモ煮 会場で手作りの味を……
- ④チビッ子プレゼント チビッ子にはすばらしいプレゼントがあります。
- ⑤農産物の即売 新鮮なナメコ・シメジ・キュウリ・レンコンの即売
- ⑥不用品セール 村消費者協会活動とボランティア活動の精神を生かし各家庭に使わざるべくお譲りします。

収益金は村福祉協議会に寄付させていただきます。

第一回 村民祭開催



大口 田中得二氏
中之島 中野中
大竹 博氏
吉村澄男氏
眞野代 室橋三郎氏



十月五日中央小学校の五年生の児童が西野新田の皆川定治さんのほ場約二十五アールを借りてブドウ刈りを実施しました。これは昨年から始まりました農業後継者対策特別事業の一環として実施されたもので子供たちは秋空のもとで秋の味覚をたのみました。

ふきな秋みーつけた。

村内における交通安全思想の徹底を図り
交通事故の防止、並びに交通違反の絶滅を期
する目的で制定しました。

この人たちの当面の仕事は、交通量の多い
交差点及び通学路における子供たちの街頭指
導が主な仕事です。

今後ともよろしくお願ひします。

交通指導員制度 スタート

導員制度 スタート

九月定例村議会は、九月二十九日から開かれ五日間の会期で昭和五十三年度の各会計の補正予算や五十二年度の各会計決算の認定など村長提出議案十一議案が審議されいずれも原案どおり可決されました。

▼中之島村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

▼中之島村交通指導員に関する条例

本村における交通安全思想の徹底を図り、交通事故の防止、並びに交通違反の絶滅を期する目的をもつて制定されたものです。

補正予算

▼昭和五十三年度中之島村一般会計補正予算について

補正額は、臨時議会（六・二六水害）分も含めて三千八百四

● 主な補正内容は次のとおりです。

- 土木費
- 道路新設改良費
　　一千四百六十二万五千円
- 道路維持費
　　百万円
- 中之島川浚渫工事請負費
　　三百萬円
- 道路台帳作製委託料
　　二百万円
- 衛生費
- 下水路整備事業補助金
　　百五十万円
- 消防費
- 消防団員等公償組合負担金
　　百三十六万二千円
- ▼ 昭和五十三年度中之島村国民健康保険特別会計補正予算について
　　補正額は、二千四十四万四千元を追加し、予算総額四億五千八十九万三千円としました。

● 西高山揚水機場の浸水機器の修理復旧費の助成に関する請願

● 低水路整備に関する請願

請願

決議

- 中之島川改修特別委員会設置に関する決議
- 本議会に、中之島川改修特別委員会を設置し、次の九名の委員で中之島川改修に関する調査を行なうものです。
- 構成メンバー（順不同）
 - 小野 勇雄氏 松井 征一氏
 - 高木 三郎氏 中島権之助氏
 - 大久保兵三郎氏 中村 守久氏
 - 遠藤 一夫氏 石田 昭一氏
 - 山崎 四郎氏

● 教育委員に池田守男氏に同意

● 昭和五十二年度中之島村一般会計・国保特別会計の決算審査を認定しました。（詳しくは1月号でお知らせします。）

そのほか

待つこと 約五十時間



交通指導員条例を制定 補正予算 道路改良など

卷之三

道路改良など

予算額十八億五十万八千円

- 中之島村公民館中之島分館事務所並びに物品格納倉庫修繕の請願
- 中之島川整備に関する請願
- 猿橋川及び中之島川整備に関する請願
- 中之島村建設会館建設に関する請願
- 六・二六水害による水稻防除費等の助成に関する請願
- 西高山揚水機場の浸水機器の修理復旧費の助成に関する請願

先月二十一日、午後三時に一般車両が通行可能になりました北陸高速自動車道。

当中之島・見附インター・エンジに一番乗りをしようと十九日から待ちつづけ約五十時間待って記念品を手にしました。

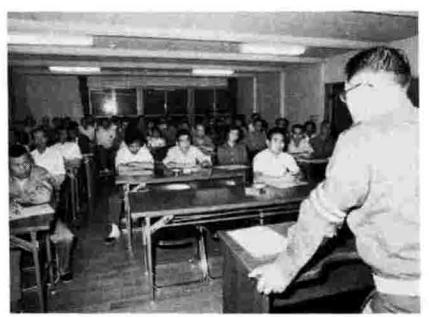
この人は岐阜県に住む渡辺さんで四十一才。仕事は酒屋さんだそうです。

なお、渡辺さんは昭和四十七年七月から日本全国の有料道路の一番乗りをめざして、この北陸高速道路で六十回もの記録を達成しました。

インタビューや中で渡辺さんは、高速道路はただ百キロを出して走りに来たわけではない。この立派な道路のかけには、先祖伝來の田畠をつぶして造ったわけですからそれを思うと、ただスピードを出して走るというより、「ゆっくり、かみしめて走ります」と言ひ残して一番乗りを達成しました。

統計調査員功績者として 山田誠一さんに

道交法改正説明会に出席



(5) 農業者年金制度ができたからすでに七年が過ぎ、本村においても今年三月末で、加入資格者一〇四八名中六八八名に達する農業者が加入しております。

農業者年金制度が緩和され、時効により加入できなくなつた農業者でも時効完成保険料の特例納付をすれば加入できるようになります。さらに、本年七月に農業者は六十名を超えて、受給農業者が加入しております。

又、経営移譲年金の給付が昭和五十一年より開始され、受給者は二千三百円を超えた。

さらに、本年七月に農業者年金制度が緩和され、時効により加入できなくなつた農業者でも時効と関係で加入ができないある経営主（大正五年一月から昭和十一年六月生まれの人）にとって二度とない絶好のチャンスです。

いまなら間に合う農業者年金



福祉年金が
11月に支給されます

今まで、福祉年金の支払い月は、1月・5月・9月となっていましたが、昨年の法改正で支払月が4月・8月・12月に変更されたことにより、年金の支払いは1ヵ月づつ早くなりました。

のことにより、今年最初の年金は、11月11日から支払われますので、忘れずに受けとってください。

年金は
早く加入あるほど
有利です。

児童手当支払通知
○支払日 10月16日
○該当者の農協口座に振り込みます。

- ① 国民年金の被保険者であること。
- ② 当然加入の資格要件をそなえています。
- ③ 五十アール以上の農地について名義がある経営主であることです。

農業者年金についてのくわしい内容は、農協または農業委員会にお問い合わせ下さい。なお、加入手続きは農協で行なっています。

所得税第二期分の予定納税は、十一月一日から三十日までの間に納めていただくことになっています。
所得税は、七月、十一月と翌年の三月にかけて納税し、税額を三分の一づつ納め、三期分は確定申告によつて納税額を調整します。そこで今回は、「予定納税の減額申請」について説明しよう。

予定納税の 減額申請

税務コーナー

前回（九月号）は、わが国ではだれでもが年金の保障を得られる「国民皆年金」の体制がとられており、いくつかの公的年金制度を移り変わった場合でも、加入了各年金制度の期間を決められた年数があれば、年金を受けられる「通算年金制度」の仕組みになっていることを説明しました。

そこで、今回は「通算される年金制度と期間」について解説します。現在、「公的年金」と呼ばれる年金制度は

- ① 国民年金
- ② 厚生年金保険
- ③ 船員保険
- ④ 国家公務員共済組合
- ⑤ 地方公務員共済組合
- ⑥ 公共企業体職員等共済組合
- ⑦ 私立学校教職員共済組合
- ⑧ 農林漁業団体職員共済組合

として、これらの八つの制度の加入期間であつて同一の制度に一年以上加入し、かつ昭和三十年四月一日以後の加入期間が六四年四月一日以後の加入期間が対象になります。

しかし、厚生年金と船員保険については、同日以後にいずれかの制度に加入すれば、同日以前の加入期間も通算の対象になりますし、共済組合については、同日も引き続いてその共済組合に加入している場合に限つて、その引き続いている同日以前の加入期間が通算の対象になります。

また、変わったところでは、サラリーマンの奥さんのように、国民年金に希望加入できるよう人が加入しなかつたときでも、その加入しなかつた期間が通算の対象になります。

なお、国民年金の加入期間は、掛け金を納めた期間と掛け金を免除された期間しか通算の対象にならないよう注意しましょう。

	月額				
	S. 43 10月 から	S. 44 1月 から	S. 45 7月 から	S. 47 7月 から	S. 48 1月 から
35歳未満	円 200	円 250	円 450	円 550	円 900
35歳以上	250	300	450	550	900

別表1
追納をすると
しないとでは大違います。

納入状況	年金額
25年免除	151,700
5年納付 2年免除	212,400
10年納付 15年免除	273,100
15年納付 10年免除	333,800
20年納付 5年免除	394,400
25年納付	455,100

国民年金の加入者は、将来、年金を受けるためには決められた期間保険料を掛けなければなりません。それは決められた期限までに納めることが大切です。ところが、保険料を掛け終えられた期間しか通算の対象にならないとえば、(1)失業して所得がない。(2)火災や水害にあい被害を受けた。(3)家計が苦しいなどの事情で免除を受けることができます。そこで免除を受けた人は、その後生活にゆとりができたときには追納保険料を納めて満額年金を受けるようにしましょう。

しかし、免除期間の年金額は、保険料を納めた場合の三分の一の年金しか支給になりません。免除を受けた期間が十年以内であればその当時の保険料（別表1）で追納することができます。追納をするとしないでは（別表2）のように大変年金額が違います。そこで免除を受けた人は、その後生活にゆとりができたときには追納保険料を納めて満額年金を受けるようにしましょう。

年金制度はつながります
その二



満額年金を追納して

たばこは村内で買いましょう。

